ハラスメント相談・通報窓口 及び コンプライアンス通報窓口 利用規約

これらの窓口は次の法律に基づき開設し、提供致します。

ハラスメント相談・通報窓口:「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(昭和四十一年七月廿一日法律第百三十二号・平三〇法七一・改称)に定められた「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題」コンプライアンス通報窓口:公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号)の一部を改正す

第1条 (窓口の仕組み)

る法律(令和2年法律第51号)

- 1 ハラスメント相談窓口にご相談された場合、相談者は弊社が設置した相談窓口の相談 員(産業カウンセラー等)による無料での電話またはメールによるハラスメント相談及 びカウンセリングを受けることができます。また、相談員が必要と判断した場合、相談 に関する情報を会社又は組織により指定された窓口に報告する場合があります。
- 3 ハラスメント相談・通報窓口又はコンプライアンス通報窓口にご連絡を頂き、通報を ご希望と判断した場合、弊社は会社又は組織より提供された通報窓口に頂いた内容を提 供します。その際に正確性を期する目的で、個人情報を含めた情報提供をお願いする場 合があります。
- 4 当相談窓口・通報窓口は以下の事は行いません。
 - 1) ご相談・通報依頼の内容がハラスメント又はコンプライアンス違反に当たるか否か の判断
 - 2) ハラスメント又はコンプライアンス違反への調停・仲裁等
 - 3) ハラスメント又はコンプライアンス違反等の公的機関等への通知

第2条 (利用上の細部規則)

- 1 相談窓口に対する1回の相談時間は、30分を目途とし、同一案件に関する同一の相談者からの相談は5回程度を上限とします。
- 2 当窓口への相談は、相談者の社内の問題および相談者が取引先等で受けたハラスメント等も含めることができます。
- 3 当窓口の目的は、発生したハラスメント又はコンプライアンス違反等を相談者の社内 又は組織内で適切に対応することを目指した窓口とします。そのため、弊社は、相談者 から公的機関、労働基準監督署等への提訴の援助を求められてもそれには応じません。
- 4 ハラスメント相談・通報窓口へ電話で相談する場合、番号非通知設定の電話からの相談は出来ませんので、非通知設定を解除の上、発信をお願します。

第3条 (守秘義務、免責事項)

- 1 相談内容等の個人情報に関しては、弊社に守秘義務があります。
- 2 ご相談者が本サービスに相談を行ったことにより万が一損害を負った場合、弊社に故意または重大な過失が有る場合を除き、弊社はご相談者に対し、一切の責任を負いません。
- 3 ご相談者が虚偽の相談、通報依頼等により本サービスを利用し、その結果、会社・組織又はその社員・職員等に損害が発生した場合、弊社は一切の責任を負いません。

第4条 (個人情報の取扱)

- 1 当窓口で相談者から提供された個人情報は以下の目的で利用します。
 - 1) ハラスメント相談・通知を受け、対応する為
 - 2) コンプライアンス通報窓口で通報依頼を受け、対応する為
- 2 提供された個人情報は相談者の了承を得た上で相談者が所属する会社・組織に報告、 通報します。報告、通報する個人情報には以下を含みます。
 - 1) 相談者、通報依頼者の氏名、所属等
 - 2) ハラスメント相談・通報窓口の場合はその行為者の氏名・所属等
- 3 提供された個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止については、個人情報責任者に申し出てください。

株式会社セーフティネット 代表取締役社長 新村達也

個人情報責任者 法務室長 出倉利邦 (連絡先 info@safetynet.co.jp)